

意見書第4号

手話言語法制定を求める意見書

平成18年12月の国連総会において採択され、平成20年に発効した障害者権利条約第2条には「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

日本では、平成23年8月に障害者基本法が一部改正され法的に手話が「言語」として認められた。これに伴い本年1月に同条約を批准した。障害者基本法第3条第3項には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示した。

手話は、本来、語彙や文法体系を持っている独自の「言語」であるが、我が国では長い間、聴覚に障害のある子どもたちに対しての教育は口話法が用いられ、ろう学校などにおいて手話が禁止されていた時期があった。

平成5年に文部科学省が手話をコミュニケーション手段の一つとして認知し、教育の手段として位置づけたほか、平成23年の障害者基本法の改正において手話が「言語」であることを法的に認めたところである。

しかしながら、聴覚障害者がコミュニケーション手段として手話を選び、手話によって情報を得る機会を確保するためには、手話が「言語の1つ」であることを広く国民に知らせていくことや自由に手話が使え社会環境の整備を推進することが不可欠である。

よって、手話が聴覚障害者にとって日常生活を営む上で大切な情報獲得とコミュニケーション手段であることを踏まえ、手話通訳者等の育成、社会資源の整備を図るとともに上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

朝来市議会議員 能見 勇八郎

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣 宛